

第4回田川広域水道企業団水道料金等審議会 会議録

1 日時 令和4年3月16日（水） 13:30～15:00

2 場所 田川市役所別館 大会議室

3 出席者

(審議委員)	学識経験者・各首長が選出する者	7名
(オブザーバー)	福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室（オンライン）	1名
	福岡県企画・地域振興部市町村支援課理財係（オンライン）	2名
(事務局)	田川広域水道企業団事務局本部	6名
	田川市・川崎町・糸田町・福智町水道事務所長	4名
	水道料金改定計画等策定業務受託業者（オンライン）	3名

4 配布資料

資料1	第3回審議会で頂いたご意見への対応
資料2	料金体系案と答申書（案）骨子について
資料3	大口径利用者種別（市町別）
資料4	改定の影響早見表（料金体系案①～⑤）
資料5	改定の影響早見表（市町別料金体系案①～⑤）
資料6	改定の影響早見表（料金体系案③調整版）
資料7	改定の影響早見表（料金体系案⑦～⑨）
資料8	改定の影響早見表（市町別料金体系案⑦～⑨）

5 会議概要

1. 開会

- ・議事に入る前に前回の審議会の会議録が未定稿となっているので、確定させていただきたい。事前にお目通しいただいていると思うが、修正等あれば願います。

（会長）

→内容についてではないが、言葉の繋がりをよくするように修正した。（委員）

→上記委員からは修正会議録をいただいたが、他の委員あれば願います。（事務局）

→他委員修正なし

→前回の会議録については、委員からの修正を反映して決定稿とさせていただく。（会長）

2. 議事

(1) 第3回審議会で頂いたご意見への対応

・事務局より説明をお願いします。(会長)

→資料は資料1「第3回審議会で頂いたご意見への対応」の準備をお願いします。前回の第3回審議会で様々なご意見をいただいた点について資料を準備した。説明については水道料金改定計画等策定業務受託業者をお願いします。(事務局)

→オンラインから失礼する。「第3回審議会で頂いたご意見への対応」について説明する。こちらは審議会の中でいただいたご意見と後日の意見募集の中でいただいた意見をあわせて入れさせていただいている。料金体系そのものにいただいた意見については次の議事で話をさせていただくので、今回は料金体系の周辺の情報について対応させていただく。

まず3ページである。基本水量に関するものである。基本水量が現在8 m³で設定する想定にさせていただいているが、こちらが合理的なものなのかというところの根拠をもう少し詰めた方が良いのではないかと、という意見をいただいたのでそちらに対する回答というかたちで示させていただいている。上の矢羽根のところから見ていくが、基本水量は、料金算定要領では算定方法が示されていないが、少量使用者への配慮の観点から設定させていただいている。これは今までの議論の振り返りである。基本水量は、各市町で現行の料金体系ではそれぞれ7 m³から10 m³の区画で設定されており、全利用者のうち、0 m³から8 m³の利用者は約4割を占めている。そして、統計情報は東京都水道局が出している生活用水実態調査という調査があり、こちらによると、単身世帯の平均使用水量というのが1月当たり8.1 m³と示されている。真ん中の左側にグラフが示されているが、0 m³から8 m³の方が約4割弱というグラフと右側が先ほど申し上げた東京都水道局の統計情報の表である。下の緑で囲っているところだが、基本水量を8 m³に設定することで全利用者の約4割をカバーできる。そのため少量使用者への配慮という意味では一定の役割を果たしていると考えている。また、単身世帯(使用水量が少ないと思われる方)の平均使用水量と整合しており、実態に即しているので、基本水量は8 m³が望ましいというかたちで整理させていただいている。

次が4ページである。こちらも基本水量に関する議論である。使用水量が8 m³以下の方がどういった用途の方がどのくらい使っているのかということを経験として知りたいという話があったので、こちらの表を入れさせていただいた。1 m³から8 m³までをご覧いただくと、そこまで大きな偏りはないということである。ここまでの基本水量に関するご意見への回答である。

5ページである。福智町の合併前の旧町(金田、赤池、方城)の中で13 mm口径と20 mm口径の割合が異なるところがあるのではないかとのご意見をいただいて、その中身を表したものを記載させていただいている。グラフの1番右を

ご覧いただくと、世帯数の割合は3町で大きな変わりはなく、3分の1程度ずつで分かれています。13mm口径はそれに近い割合になっているが、真ん中の20mm口径をご覧いただくと、赤池の方が多く、方城の方が少ないという結果が出ている。こちらでもデータを示すことで回答させていただく。

6ページである。こちらは審議会終了後の意見募集の中でいただいた意見である。料金体系案③の基本料金（13mmから25mm）を100円程度値上げすると、どのような料金体系になるかという質問であったので、前回示した料金体系案③から基本料金を100円引き上げ、その分従量料金を下げている料金体系を設定している。これに対する改定の影響早見表が資料6「改定の影響早見表（料金体系③調整版）」である。こちらを見ていくと、13mmから25mmの方々がだいたい9%から11%の間の改定に収まるというかたちであるが、依然として30mm以上の方々は大きな改定率となっていることが見て取れると思う。

そして、資料3「大口径利用者種別（市町別）」であるが、こちらも審議会後の意見募集でいただいた意見で、特に大きな30mm以上の口径の中でどのような業種、事業者がいるかを知りたいという話があったので、それをまとめた資料を作成させていただいた。こちらを見ると、全口径にわたって医療、介護、福祉施設は多いという所感である。あとは飲食店や工場、賃貸住宅（親メーター）等といったかたちになっている。資料がいたりきたりで恐縮であるが、説明としては以上である。

（事務局）

→意見・質問あるか（会長）

→審議会の話とは違うかもしれないが、少し数字を見て気になったのが、使用水量0^mという使用者が1割程いるかと思うが、これは空き家や日常的に使用されないような方等が0^mになるのか。疑問に思ったので教えてほしい。（委員）

→0^mと表記しているが、0^mから1^m未満の範囲の調定の件数と捉えていただきたい。

（事務局）

→数字に幅があるということである。よろしいか。（会長）

→承知した（委員）

・他意見なし

（2）料金体系案と答申書（案）骨子について

・いくつか内容が分かれていますので、それぞれの内容で区切ったかたちで質疑をさせていただきます。説明をお願いします。（会長）

→まず、全体的な簡単な説明をさせていただく。資料は資料2「料金体系案と答申書（案）骨子について」である。前回の審議会の時に、料金体系案については概略を説明させていただいた。それを持ち帰っていただき、時間を取り、各委員に意見をいただいた。

本日は各委員からいただいた意見をまとめ、それを踏まえた資料として改めて提出している。料金体系について審議をお願いする。

次に口径別の料金体系を基本とするということで話を進めているが、その中で別途、用途として設定が必要なものについて、ごみ処理場と湯屋用（公衆浴場等）の2件は用途別として設定が必要ではないかという資料を準備している。

それから、加入金についての資料を準備している。

最後に答申書の骨子（案）について資料を準備しているので、それぞれ説明をさせていただきます。資料の説明については水道料金改定計画等策定業務受託業者をお願いする。

（事務局）

①口径別料金体系の検討

→それでは資料2「料金体系案と答申書（案）骨子について」説明させていただきます。

2 ページからは「口径別料金体系の検討」である。いただいた意見を踏まえ、料金体系を再設定させていただいた。

3 ページである。こちらはいただいた意見を要約してまとめさせていただいている。上から見ていくと、「田川市の住民は値上げになるため、田川市住民への負担感が強い。そこに対して理解いただけるような考え方がよい。」、2つ目が「改定後の安定経営のためには、利用者間での値上げ幅・値下げ幅がそれぞれがなるべく小さく収まるようなかたちが望ましい。」、「大幅な値上げによって大口需要者が使用水量を大きく削減することに繋がらないレベルで改定を行うことが必要。」、「田川市では全員（一般家庭も企業も）が値上がりすることで、みんなで支えるかたちになることが望ましいが、大幅な値上げは避けるべき。」、「料金体系案④は、企業など大きな口径の料金が大幅に上がりすぎるため、特に水を多く使わざるを得ない企業にとっては、経営や商品価格にも影響するのではないか。」、「ライフライン安定のためという前提に立てば、個人の料金をメインに考える方がよい（小口利用者の値上げ幅を抑えるという考え方。）」、「大口使用者が極端に70%の値上げになるような極端な案は避けた方がよい。」、「13mm口径の使用者が多いため、少量使用者は値上げしない方が望ましい。」、「多数の少量使用者を守るべきと考えるが、将来の経営を考えたら、みんなが相応に上がるべき。」という意見である。様々な意見をいただき、これらをまとめると、真ん中の四角囲みのようにになると考える。左側の小口径（13mmから25mm口径）の観点は「一定の負担を求めるべき」という意見と「値上げしない方がよいのではないか」という意見で分かれている。右側の大口径の観点は「大幅な値上げは避けるべきだろう」という意見で統一されている。大口径の大幅な値上げを避けるためには小口径の方に少しご負担いただくというかたちになると考えている。そのため、料金体系を決定するには小口径の方の料金負担と大口径の方の料金負担をどのような水準とするかが論点になると考えている。

大口徑の方と小口径の方の負担の割合をどのように考えていくかという考え方をまとめたものが4ページである。上の矢羽根から見ていくが、「今回の検討に当たり、前回示した料金体系案③を基準として、徐々に大口徑の料金負担割合を引き下げていく（小口径の料金負担割合を引き上げていく）という手順で料金体系案を検討する」ことを想定している。料金体系案③は第3回審議会の意見を踏まえると、大口徑の方への負担が1番大きいので、実際には採用されない料金体系案であると考えられるが、料金体系案のうち、大口徑の料金負担が最も大きい料金体系であることから、幅広いパターンの料金体系案を検討するために料金体系案③を基準として検討していきたいと考えている。図をご覧くださいと1番左のグラフが現行料金の割合であり、大口徑の方が14.2%、小口径が85.8%の負担割合となっている。前回示した中の料金体系案の中で1番大口徑の方の負担が大きいのが、料金体系案③となっている。これの大口徑が17.9%、小口径が82.1%という負担割合になっている。1番大口徑の負担が大きいというところから徐々に大口徑の方への負担を引き下げるようなかたちで料金体系案を検討していけばどうかと考えている。

具体的には5、6ページで、まず5ページ目である。1番左が現行料金の割合である。その右が料金体系案③の割合で、前のページで示したものと同様である。新たに料金体系案⑦、⑧、⑨というものを設定させていただいており、これは③から少しずつ小口径の方から大口徑の方へ負担を寄せていくような料金の設定の仕方をしている。具体的な料金体系案は6ページに示している。ご覧くださいと、右側に料金体系案という表があり、料金体系案⑦、⑧、⑨の3つが並んでいる。上から3行目に料金負担割合とあり、料金体系案⑦の場合は、小口径82.8%、大口徑17.2%、料金体系案⑧の場合は、小口径83.3%、大口徑16.7%、料金体系案⑨の場合は、小口径83.9%、大口徑16.1%、というかたちで徐々に大口徑の方への負担が少なくなっていくというかたちの料金体系になっている。表内の下の具体的な料金体系の13mmから25mmの口径の基本料金をご覧くださいと、⑦、⑧、⑨と右にいくにつれて、少しずつ上がっていているという体系になっている。一方で30mm以上の基本料金のところをご覧くださいと、こちらは少しずつ下がっていているという料金体系となっている。今回の審議会の中では料金体系案⑦、⑧、⑨という小口径と大口徑の方のバランスを考えた料金体系案の示し方そのものについての意見と、料金体系案⑦、⑧、⑨の中でどれが良いか、意見をいただけたら幸いである。説明は以上である。(事務局)

→料金体系案について新たに⑦から⑨が示された。今話があったように、この考え方が望ましいのかということ、それからどの案を採用すれば良いかという審議をしていきたいと思う。まず、考え方について示されたものに対し質問、意見あれば願います。

前回の大口徑の値上げ幅が大きいということで反対の見直しとなっている。

この考え方についてはよろしいか。(会長)

→確認であるが、大口径は工場のような施設が多いイメージであった。資料3での説明があつて、結局は病院や福祉施設、公共施設等が中心だと、大口径の値上げが大きいとそこに大口径の影響が出るので、どちらにしろ、住民負担が多くなる印象があつた。その辺を踏まえ議論したほうが良いと思った。考え方自体は示していただいたもので良いと思う。(委員)

→他よろしいか。よろしければ示された考え方に則って進めていくがよろしいか。(会長)
→委員異議なし

・料金体系案⑦から⑨の3つの料金体系案が示された。比率、割合が異なっているわけだが、どの案でいくのが良いか、意見はあるか。(会長)

→例えば、小口の人がどのくらい金額に差があるのか。(委員)

→説明が漏れていた。改定の影響早見表の中に料金体系案⑦から⑨(資料7)という資料があり、こちらに金額とパーセンテージが出ている。(事務局)

→⑦から⑨の案だとどの辺で境ができていくか。(会長)

→13mmから25mmだと、例えば、田川市をご覧いただくと、⑦は約10%程度の値上げとなっており、⑧は約11%、⑨は12%弱というような程度の値上げとなっている。一方で、30mm以上の大口径の田川市のところをご覧いただくと、⑦の場合、25.6%から55.1%というような値上がりである。⑧は少し下がっていき、22.8%から46.4%となり、⑨は19.3%から35.0%というかたちで徐々に値上げ率が下がっていくとなっている。(事務局)

→委員いかがか。(会長)

→参考までに、一般的な使用者がどのくらいの料金になるか計算してみたが、13mmだと月10m³くらいというのが料金の比較でよく使う指標であるが、⑦と⑨の差が大きくなると思うが、だいたい16円くらいの違いであった。20mmの管で月20m³で比べると、⑦より⑨が116円くらい高くなる。一般の家庭での料金差はこのくらいという印象だった。(委員)

→その差を大きいと取るかどうか。(会長)

→そうだ。100円でも安いほうが良いという方もいると思うので、どのように考えるかであると思う。(委員)

→現行料金と比較した時に⑦になるとまだ大口の方の負担が大きいと思う。(委員)

・川崎町の工業用Aの25mmがどの表でも値上がり率60%を超えているが、現行料金が安いということか。使っているところは少ないみたいだが、大丈夫なのか。(委員)

→高くなっている要因は、現行料金体系の基本水量が100m³と高い基本水量となつて

おり、今回、基本水量を 8 m³に下げているので工業用 A の 25 mmの方だと、平均使用水量は 7.9 m³となっており、基本水量未滿の使用水量だった方が、新しい料金体系案では基本水量を超えて、従量料金を払うという想定になっているので、大きく値上がりするというイメージである。(事務局)

→いかがか。委員の試算だと、⑦と⑨の差は 100 円程度であるということだが。(会長)

→よろしければ県の方にも聞いてほしい。(事務局)

→こちらでは意見が出ないようであるが、オブザーバー意見あるか。(会長)

→料金体系⑦から⑨の 3 案の中で絞り込みは難しいというのが正直なところではあるが、考え方として、一般家庭の負担よりも事業者への負担の方が大きくなると考えるので、その部分がある程度勘案したような考え方の方が良いのではないかと考えている。

(オブザーバー)

→であると、⑨に近いかたちになる。広く浅く負担していただくというのも 1 つの考え方にはなる。

- ・各委員に個別に意見を問う。
- ・説明の仕方として、大口の方を優遇しているようにとられると、少量使用者から反発等もあると思うが、実際に大口需要者の内訳を見た際に、民間企業等を優遇しているわけではなく、大口といっても、ほとんどが公的な要素の強い使用者の方がかなりの割合を占めていることを説明したうえで、住民生活への影響を勘案した時に、上手く全体的にバランスよく負担をしていくような考え方で説明していくのが良いという印象を受けた。安易なことは言えないが、その考え方に基づく、⑨がバランスが良いという印象である。ただ、使用者の方にそれぞれの意見があると思うので、なるべくいろんな視点から意見を出していただく方が良いと感じた。(委員)
- ・前回の資料を見て、事務局に意見としてお願いしたのは、基本的にライフラインという観点から一般の住民の方の負担が軽くなる方が良いのではないかと言っていた。ただ、大口のところを見ると極端に倍近い金額の体系があったので、そこについては価格に転嫁したり、サービスに転嫁したりすれば良いという意見もあるかと思うが、大きすぎる改定率というのは問題があるので、そこら辺の調整をお願いするという事で今回の資料を作成していただいたと理解している。先ほど委員から⑦と⑨の差が 100 円という具体的な話も伺ったが、⑦を見るとやはりまだ(大口径の料金が)高いところがあるので、できれば⑧か⑨とするのが良いかと思っている。(委員)
- ・3 つの案でいくと、⑨が 1 番望ましいかと思う。先ほど言われていた広く浅く、田川市にとっては少しずつ上がっていくというのは致し方ないかと思う。ただやはり先ほど

の川崎町の数値が気になる。(委員)

- ・ 企業を始めるにしても、需要と供給が整わないとやっていけないので、一応基本料金として、家庭の負担はもう少し上がっても良いのではないかと思う。1人住まいの家庭も6人家族の家庭も使う量は違うかもしれないが、基本料金は同じである。市郡を通して同じでも、だいたい同じくらいしか使用しないと思うので、そんなに差はないと思う。水の大切さというものを考えると、私たちの町で4日間、認知症の方が行方不明になり、捜索を続けたがもう亡くなっているだろうと言われていたが、山の中に避難していて、水の入っている容器があり、それを飲んで凌いでいたということがあった。水の大切さを考えると、基本料金というはある程度各家庭で、同じくらいにしても良いのではないかと思う。(委員)

 - ・ 糸田町は全体的にマイナス(料金が下がる)ということなので問題はないが、他の市町の方を考えていただくと、状況的に料金改定というのは使用者の方の戸数によって反発の具合も変わってくるのではないかと思う。他の市町の考え方が⑨案でいくという考え方であれば問題はないと思うが、私としてはそこはあくまでも公共性は収益を基にするものもある。要は収益の伴った応分の負担はある部分必要ではないかというふうに考えている。昔の団体もそのようなかたちで決めてきたのではないかと私は捉えている。糸田町は元々は高いので、⑦、⑧、⑨どれであろうと問題はない。ただ前述のことをどのように考えるかを皆さんで協議していただくことになると思う。(委員)

 - ・ ⑦、⑧、⑨の案でどれが良いかというのは、はっきりとは分からないところはあるが、説明を聞く中では⑨案が極端になっていないので、⑨案が良いのではないかと思っている。(委員)

 - ・ 基本的には先ほど申し上げたようなかたちなので、どれかと根拠をもって強く推せるものではないが、今まで申し上げたような考え方で則っていくならば、⑨案かと思う。先ほど他の委員から話が出たように影響の出方に市町で差があるので、それをどう説明したり、バランスを取ったりするのか。仮にどれかというようにしても、調整や実現させるための色々な動きが必要なのではないかという印象を受けた。(委員)
- 事務局としては、仮に今回この案に決まった時、委員から話があったように再度調整等は可能か。(会長)
- 可能である。(事務局)
- ・ 今出てきた意見の中では⑧案ないし⑨案でいくのが良いのではないかということ

であるが、田川市は料金が上がるということになるので、住民に理解をしていただけるような説明をしていただけたらと思う。(会長)

・先ほど言っていた調整というのは、なるべく上がり幅を少なくする調整かと思うが、イメージとしてはどのような調整をするのか。表になっていると一律的なイメージがある。どのような考えで調整するのか。(委員)

→基本的な考え方の整理として、委員たちの意見で出た⑨案、大口使用者に配慮するという考え方が大前提にあり、最終的にいただいた意見を首長たちに話してそこで協議を進めていくということなので、基本的な考え方的なものについては変わりはない。全然違う方向にいくというものではない。(事務局)

→大きくは変わらないであろうが、細かな調整はどうやるのか。(委員)

→細かな調整にしても、基本的な考え方は変わらないので、例えば、大口使用者のところをどの程度にするかとか、田川市、川崎町の調整等色々あるので、その辺の考え方に基づいた整理を考えている。(事務局)

→この会議は審議会であるので、我々が決められる立場ではない。あくまで、決めるために参考にしていただく意見を出す場であるので、そこは注意しておいてほしいということ念押ししておけばそれでよろしいかと思う。(委員)

・それでは、委員からも意見を伺ったが、審議会としては案⑨で進めていただければと思うがいかがか。(会長)

→一同異議なし。

→料金体系については案⑨で進めていただければと思う。(会長)

②ごみ処理場について

・ごみ処理場について、水道料金改定計画等策定業務受託業者より説明をお願いする(会長)

→資料2に戻り7ページから「ごみ処理場について」説明する。

8ページ目である。前回の審議会で頭出しをさせていただいたが、ごみ処理場の料金体系を検討しなければならない前提についてもう少し説明する。まず最初に背景である。企業団を構成する1市3町を含んだ8市町村が一部事務組合として共同で、大任町内にごみ処理場を建設することになった。この給水区域である大任町は水源不足等によりごみ処理場への給水が困難であるため、組合から企業団に給水の依頼があった。それを受け、給水は可能、ごみ処理場は公益性が高い、新たな供給先は安定経営にも資するということから、企業団執行部において給水の判断をしたということである。次に議会からの意見というところである。ごみ処理場へ給水するに当たり、企業団の議会から意見を受けている。その内容は、ごみ処理場が建設される大任町は

企業団を構成する団体ではないということで、企業団の水の多くを供給している伊良原ダムを建設するに当たって、出資を行っていないので、田川広域水道企業団を構成する4市町の構成団体に対する料金設定とは差をつけるべきではないかという意見をいただいている。ごみ処理場への供給元となる伊良原ダム水源については、4市町が建設費用を負担している。伊良原ダム水源の建設費用（以下、ダム関連費用という）は、4市町の一般会計からの出資金、国・県からの補助金、企業団の起債を財源として、企業団が支出している。下のまとめのところであるが、議会の意見を踏まえ、新たにごみ処理場が伊良原ダム水源を利用するに当たり、ごみ処理場はダム関連費用を負担すべきかどうか。要は今審議していただいている1市3町の統一料金と差をつけるべきかどうかというところを本審議会において、審議していただければと考えている。

9ページである。これはどの程度の差をつけるべきなのかというところを試算したものである。1つ目の矢羽根であるが、ごみ処理場への供給量は1日当たり100m³を想定している。この水量に基づくごみ処理場のダム関連費用の負担は、総額で約2,300万円と試算している。これはダム関連費用のうち、使用水量相当分というかたちで計算している。この2,300万円を何らかのかたちでごみ処理場への料金体系に上乗せすべきではないかというかたちで議会から意見をいただいているので、それに関して審議会から意見をいただければと考えている。説明としては以上である。

（事務局）

→ダム関連の費用の負担について、意見・質問あるか。（会長）

→企業団構成団体の課長として在籍していた当時の意見であるが、1市3町で伊良原ダム建設について出資をした中で、建設された施設であり、その水を利用した用水の配分というかたちなので、ごみ処理場における応分の負担は当然出てくるであろうと判断している。（委員）

- ・どちらにしても公共の施設なので、最終的には良いのではないかという意見はあるかと思うが、どなたに対しても分かりやすい説明の仕方、当然差がついた分を含んだものをいただく。手数料についても当然かかった費用から手数料を割り出すわけであろうからその分は若干上乗せになるであろう。そのことを広く、全住民に振り分けるというかたちになるという説明が、どこに対しても1番ご理解いただけると考えている。

（委員）

- ・理屈は分かるので、そのようなやりかたもあるかとは思いますが、今のところ給水先が1か所であるので、1つの需要家に対して特定の料金体系を設定することが法的に問題ないのかというところが少し気になる。その辺の整理がついているのであれば良いが、水道法や地方自治法等の規定がなくはないので、その辺の確認はきちんとして

おいてほしい。(委員)

・オブザーバーいかがか。(会長)

→ダム関連費用を徴収すること自体は考え方として良いかと思うが、委員から意見があったとおり、水道料金に上乗せするというかたちになると、体系的に分かりにくくなる場所があると思うので、別途費用立てして請求するというかたちの方が見やすいのではないかという所感である。(オブザーバー)

・素朴な疑問として、ごみ処理場を構成する一部事務組合は8市町村があり、それは企業団を含む1市3町を含むとなっているが、試算された23,554千円というのは各市町に対して請求するというかたちになるのか、それとも一部事務組合に請求するというかたちにして、あとは一部事務組合の中で、企業団を構成する1市3町と残りの4市町村との調整ということか、どのような手法をとるのか。手法まではまだ検討していないか。素朴な疑問としてそのような考えが浮かんだ。(オブザーバー)

→請求先としては一部事務組合に対する請求と考えている。そこから先の話についてはおっしゃるとおり、今のところまだ具体的には決まっていない。(事務局)

・今出た意見の中では、ダム関連費用の負担は応分にさせていただくということによろしいか。金額等については、算定過程で数字は出ているが、この辺の数字についてはまた検討して決めていただくということによろしいか。(会長)

→異議なし

③公衆浴場について

・公衆浴場について、水道料金改定計画等策定業務受託業者に説明をお願いします。(会長)

→公衆浴場については資料2の10ページ以降である。

説明は11ページからさせていただく。こちらも前回の審議会で頭出しをさせていただいた公衆浴場(湯屋用)の区分の料金体系の検討である。1番上の矢羽根から見ると、4市町の中でどのような公衆浴場があるのかという実態調査を行った結果、湯屋用の用途区分を料金体系の中に設けている田川市と福智町で福祉センターの公衆浴場や民間の公衆浴場が含まれているということが分かった。また、川崎町、糸田町、福智町において、湯屋用以外の区分に福祉センターの公衆浴場が含まれているということが分かった。(湯屋用と区分されていないが、福祉センターの公衆浴場という事業者が存在しているということが分かった。)これらは現在湯屋用として区分されている田川市の福祉センターと同じ性質の公衆浴場であるので、今回の料金改定において、湯屋用の区分に含めていくということを考えている。下の表をご覧くださいと、左側が現在湯屋用として区分されている事業者である。田川市が

福祉センターA、福智町においては民間A、B、Cということである。そして現在湯屋用以外に区分されている公衆浴場は、福祉センターが3町で1つずつあるというものである。

12ページから、これらの現状を踏まえ、料金体系をどう考えていくかという検討である。上から見ていくが、公衆浴場は条例等によって入浴料金の上限が定められている部分がある。そのため、水道料金の値上げに伴い、入浴料金の値上げを容易に行うことができないので、料金設定に一定の配慮が必要と考えている。したがって、公衆浴場については湯屋用の用途区分を設けさせていただき、その中で料金体系案を検討することが望ましいと考えている。また、湯屋用の料金は現状から値上げとにならないように設定する方針で考えている。真ん中に料金体系案の設定という表を入れている。こちらは案を2つ入れさせていただいている。まず案①は湯屋用として1つの統一の料金体系を設定するという案である。この場合、最も料金が低い田川市の料金体系にあわせざるを得ないということになるので、最も料金が低い田川市の料金体系に統一するというのが案①である。案②は湯屋用の用途区分の中で湯屋用A、湯屋用Bという2つの区分を設けて、料金体系を設定するという案である。こちらは右の方針をご覧くださいと、一般公衆浴場とその他の公衆浴場という2つに分けて料金体系を設定することを想定している。一般公衆浴場というのは湯屋用Aとして、最も料金が低い田川市の料金体系に統一し、その他の公衆浴場はいずれも福智町で営業しているので、湯屋用Bとして現行の福智町の料金を維持して設定するという想定である。ここで「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」という言葉がいきなり出てきたが、右下の※をご覧くださいと、公衆浴場法という法律があり、この法の中では「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」という2つの区分がある。一般公衆浴場というのはいわゆる銭湯や老人福祉センター等の物価統制令の対象となる施設であり、事業者が入浴料金を決めることができない。物価統制令の定めに従って料金を設定しなければならない施設である。その他の公衆浴場というのはスーパー銭湯のような一般公衆浴場以外の施設で、物価統制令の対象ではない施設である。なお、1市3町の福祉センターは物価統制令の対象となっていることから、一般公衆浴場として取り扱うことを考えている。まとめると、一般公衆浴場（物価統制令の対象となる事業者）に適用する料金体系は湯屋用Aとして、最も料金が低い田川市にあわせるという案である。その他の公衆浴場はすべて福智町での営業であるので、現状と変わらない料金設定の湯屋用Bとして設定するということを検討しているということである。案①、案②の中で具体的に料金にどう影響が出るかというのが13ページである。表をご覧くださいと、上の段は案①の影響を表しており、下の段は案②の影響を表している。色としては、黄色塗りが料金が増加する区分で、青塗りが料金が減少する区分であるが、黄色塗りは今回ないので、すべて減少するか、白塗りの変わらないという水準になっている。案①と案②の大きな違いは福智町の民間A、B、Cが値下がりになるのか

横ばい（現状維持）になっていくのかというところが大きく違うところになっている。今回事務局としては、福智町の民間A、B、Cが物価統制令の対象ではないということもあるので、あえて下げるという理屈も特にないため、案②が望ましいのではないかと考えている。説明は以上である。（事務局）

→ただいま公衆浴場について説明がなされたが、湯屋用の区分を設定するかということ、それから案①、案②という料金体系案のどちらを採用するかという2点になるかと思う。まず、湯屋用という区分を設定することに対して何か意見、質問はあるか。（会長）

→福智町の民間A、B、Cの施設というのはおそらく、ふじ湯の里という温泉施設と金田の日王の湯という温泉施設と、それとおそらく赤池で個人でされている施設だと思うが、ふじ湯の里と日王の湯に関しては指定管理者での予算が入っているので、おそらく勝手には上げ下げできないと思う。先ほどの説明の中の一般公衆浴場と自由にできる民間では少し違うのではないか。その辺はどうなるのか。個人の分に関しては自由に設定していると思うが、先の2つについては自由に値段設定はできない施設であると思う。（委員）

→福智町の民間A、B、Cであるが、今おっしゃった温泉施設の2か所（ふじ湯の里、日王の湯）の分で、1か所が水栓が2つ契約があるので、実際の施設としては先ほど言われた指定管理者の温泉施設2か所の分が民間A、B、Cになっている。その2か所の温泉施設については、先ほどご説明したように、物価統制令の対象になっていないということで整理をさせていただいている。具体的にいうと、県知事が物価統制令に基いて、公衆浴場の料金の上限を定めている。それが400円程度というのが現状であるが、この2つの温泉施設については650円の料金を取っているので、ここで区分けしているという状況である。（事務局）

・福祉センターの浴場というのは誰でも使えるのか。（委員）

→特に制限はないと聞いている。（事務局）

→一般の銭湯と同類のものだと理解してよろしいか。特定の人しか使えないものであるとまずいかと思った。（委員）

→町の人だけではないか。（委員）

→実際に利用しているお客様の割合を見ると、おそらく町の方ばかりが使用されていると思うが、システム上は制限はないということである。（事務局）

・他意見なし

・そうすると、先ほど事務局より提案のあった案②ということではよろしいか（会長）

→考え方が2つあり、1つは安定経営のためにはなるべく収入を減らしたくないので

案②かと思うが、指定管理者ということであると公的要素の施設であるという気もするが、一方で普通の福祉センターと公共施設とはいえ民間の活力を使ってやっているということであれば、民業圧迫のような気もするし、どちらが良いかは難しいと思った。(委員)

→案②で懸念されていた件についてだが、案②では民間の分は現状のままの案となっている。今の金額よりも高くなるのではなく、今の金額を据え置く(湯屋用B)という案である。それと、福祉センターの料金(湯屋用A)の2種類の料金体系になるということである。(事務局)

→それともう1点、実際に値下げになって、どのくらいの金額の収入が減るのかというところの説明が漏れていた。13ページの矢羽根の2つ目に書いてあるように、料金収入に与える影響としては極めて小さく1%未満であるというところを補足して説明する。(事務局)

・これまでの説明だと、湯屋用の設定はするということだが、そちらはよろしいか。
(会長)

→異議なし。

→そうしたら、(湯屋用は)設定するとして案①、案②の2つある。現在、(民間の入浴料は650円である。仮に水道料金が下がったからその料金を下げるということはすぐにはできないか。(会長)

→福智町の料金についても条例で料金の上限が650円と定められているので今の事業者は650円で徴収している。(事務局)

→いかがか。案②でよろしいか。(会長)

→テクニカルな話なのだが、案②でいくと、2つに分けた時に条例上は物価統制令の適用を受けているかどうかで判断するという規定になるということによろしいか。
(委員)

→公衆浴場法に定める一般公衆浴場の場合は湯屋用A、公衆浴場法に定めるその他の公衆浴場の場合は湯屋用Bというような書きぶりになると現時点では考えている。
(事務局)

→先ほどから話に出ている明確な理由をきちんと決めていれば、案②で良いかと思うがどうか。

オブザーバー意見あるか。(会長)

→特になし。

・特に料金が増えるということではないということを前提に案②でよろしいかと思うがいかがか。(会長)

→異議なし。

→そうしたら、公衆浴場については湯屋用の料金区分を設定するということ、公衆浴場法に基づき2つの湯屋用A、湯屋用Bを設定する案②というかたちで進めていく。(会長)

④水道加入金の検討

- ・水道加入金の検討について、水道料金改定計画等策定業務受託業者に説明をお願いする。(会長)

→資料2の15ページから説明する。上の矢羽根から見ていくと、加入金算定基準という水道料金算定要領の参考資料として示されている基準になるものがある。この加入金算定基準において、加入金は新旧需要者間の負担の公平化や、原因者の適正負担化などを主目的とし、あわせて水道財政基盤の強化を図ることを目的として徴収するものとされている。企業団においても既存設備について従来から使用している需要者の方と新たに加入される方の負担の公平化というところや料金の値上げを抑制し財政基盤の強化を目的とし、加入金を設定するという方向で検討を進めている。現在策定中の第2回審議会で説明した水道事業ビジョン・経営戦略において、加入金の金額を少なくとも毎年1,500万円程度見込んでいるので、当該金額を基準に算定している。1番下に加入金体系案ということで、現在の加入金の水準を下回らず、1,500万円程度を確保できる水準で設定することを検討するというものである。

16ページが具体的な加入金の体系案である。表が2つあり、右側が現行の各市町の加入金である。川崎町では加入金を徴収していない。そして加入金の金額をご覧いただくと、田川市の水準が1番高いという水準になっている。30mm口径については糸田町が1番高いということになっている。今回、通常の水道料金の議論としては田川市にとっては値上げというかたちの議論となってきたところと、最低1,500万円は確保するというところを考慮し、左側の加入金体系案は田川市の体形に基本的にあわせていき、30mm口径については糸田町の体系を使い、それぞれの現行の加入金の中で1番高い加入金の金額にあわせているというところで加入金の体系案とさせていただいている。説明は以上である。(事務局)

→ただいま加入金の説明があったが、質問、意見あるか。(会長)

→内容は3町への影響が大きいという印象だが、特定の人(新しく使う人等)からの徴収なので大きな問題ではないのであろう。ただ、理屈として、加入金を廃止するところが増えている中で、なぜ加入金を維持するかというところが少し弱いと思う。説明の最後の経営戦略でそれくらい見込んでいるからというのは理屈にならないと思うので、その辺はうまく説明していただきたいという要望である。(委員)

- ・他意見なし

- ・ここについては先ほどの委員の意見を参考にいただき、加入金を設定する。(会長)

⑤答申書の骨子（案）について

・答申書の骨子案について、水道料金改定計画等策定業務受託業者に説明をお願いします。

（会長）

→18ページである。次回の審議会で答申書を示させていただくことになると思うが、その骨子について説明する。内容としては今まで議論していただいた内容をまとめるような骨子の示し方になっている。まず、1. はじめにとして、審議会の開催された趣旨等を入れさせていただく。そして2. 答申事項についてからは、(1) が料金の統一について、これはすでに協定で決まっている内容である。協定があり、料金を統一する、改定時期、改定後の経過措置がある等の旨を入れさせていただく予定である。

(2) からは料金の算定方法と料金の算定期間である。料金算定方法は審議会で議論していただいた料金水準は資金ベースで決めていき、料金体系は総括原価で設定している等大まかな考え方や算定期間を10年とっているなど、料金の算定方法の考え方を入れる想定である。(3) 料金の改定率については、改定率は平均供給単価×11%、その設定根拠（投資財政計画の説明等）を入れる想定である。

(4) が1番時間を割いていただいた料金体系についてのところである。①が口径別料金体系へ変更するという内容。それと②料金体系の基本方針として、基本料金収入と従量料金収入の割合の設定や基本水量の方針等の基本的な考え方をいれさせていただく。それと③湯屋用の用途区分、④ごみ処理場の用途区分、⑤加入金の設定、こちらは本日議論していただいたものである。こちらを入れさせていただく想定である。そして⑥料金体系案についてである。こちらは資料上は料金体系案を示す場合と示さない場合の2つ入れさせていただいている。今回、料金体系案⑨が良いのではないかという意見をいただいたので、これを踏まえ、示し方を検討させていただく。そして附帯意見として前回いただいた料金値上げに伴う使用水量の減少に留意すべきであるという旨や今回いただいた内容も場合によっては附帯意見とさせていただくということも検討したいと考えている。説明は以上である。(事務局)

→ただいま答申書の骨子案について説明がなされたが、質問、意見あるか。(会長)

→答申事項に関してはこのような感じかと思うが、他の委員も賛同いただければ、附帯意見として「根拠を持ってきちんと丁寧に需要者の方へ説明を尽くすということに留意するように」ということを入れていただきたい。(委員)

→委員賛同

→大事なところなのでお願いします。(会長)

・他意見なし

・オブザーバー意見あるか(会長)

→特になし。

- ・この骨子案に沿って答申書を作成していただければと思う（会長）

3. その他

(3) 第5回審議会の日程

- ・第5回審議会の日程についてであるが、今日の結果を踏まえ、答申書の案をまとめさせていただき、それを事前にお送りさせていただきたいと思う。一定の時間見ていただいた上で、会議を開くということで考えさせていただきたい。開催の予定としては、5月の連休が明けた5月9日（月）以降に改めて日程調整をお願いしたいと思っているので、その際はこちらから連絡をさせていただきたいと考えているが、いかがか。（事務局）

→異議なし。

- ・前回の会議の際の、A3用紙の料金改定案には具体的な数字が入っている。資料は持って帰っていただいていたかと思うが、今回の資料もあわせて取扱注意と書いている資料については審議会終了後、回収させていただくのでよろしく願います。（事務局）

- ・他意見なし

- ・第4回田川広域水道企業団水道料金等審議会をこれにて閉会する。（会長）